ウスターソース類	ウスターソース類
次に掲げるものであって、茶色又は茶黒色をした液体調味料をいう。 一　野菜若しくは果実の搾汁、煮出汁、ピューレ又はこれらを濃縮したものに砂糖類、食酢、食塩及び香辛料を加えて調製したもの 二　［略］	［略］
［略］	［略］
炭酸飲料	炭酸飲料
次に掲げる液体飲料をいう。ただし、この表に規定する果実飲料を除く。 一　水に二酸化炭素を圧入したもの 二　［略］	［略］
［略］	［略］
玄米及び精米	［略］
	調製時期
	原料玄米を調製した年月旬又は年月日をいう。
	精米時期
	原料玄米を精白した年月旬又は年月日をいう。
	輸入時期
	玄米又は精米を輸入した年月旬又は年月日をいう。
［略］	［略］

別表第四（第三条関係）

食品	表示事項	表示の方法
［略］		
農産物漬物	［略］	［削る。］

ウスターソース類	ウスターソース類
次に掲げるものであって、茶色又は茶黒色をした液体調味料をいう。 一　野菜若しくは果実の搾汁、煮出汁、ピューレ及びこれらを濃縮したものに砂糖類、食酢、食塩及び香辛料を加えて調製したもの 二　［同上］	［同上］
［同上］	［同上］
炭酸飲料	炭酸飲料
次に掲げる液体飲料をいう。ただし、この表に規定する果実飲料を除く。 一　飲用適の水（単に以下別表第四の炭酸飲料の項において「水」という。）に二酸化炭素を圧入したもの 二　［同上］	［同上］
［同上］	［同上］
玄米及び精米	［同上］
	調製年月日
	原料玄米を調製した年月日をいう。
	精米年月日
	原料玄米を精白した年月日をいう。
	［加える。］
［同上］	［同上］

別表第四（第三条関係）

食品	表示事項	表示の方法
［同上］		
農産物漬物	［同上］	内容量
		農産物ぬか漬け類にあっては塩ぬか及び調味液を除いた重量を、ふくじん漬け以外の農産物しょうゆ漬け類（薄切り又は細刻若しくは小切りしたもの（山菜及び菜類を主原料としたものを除く。）又はしその実を主原料としたものを除く。）にあっては調味液を除いた重量を、なら漬け並びになら漬け、刻みなら漬け、わさび漬け及び山海漬け以外の農産物かす漬け類（細刻若しくは小切りしたもの又はにんにくのりん片を主原料としたものを除く。）にあっては酒かす等を除いた重量を、らっきょう酢漬け、しょうが酢漬け並びにらっきょう酢漬け及びしょうが酢